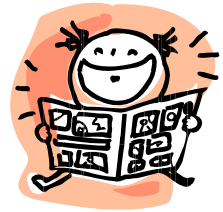


第3回勉強会資料（1）

平成27年1月より大改正される相続税について



平成26年9月11日（木）
野崎地平税理士事務所
野崎地平

1. 相続税法の改正内容について

- ① 概 略：「相続税は増税時代へ、一方大胆な贈与は特典あり」
- ② 相続税：基礎控除が60%へ縮減する上に、税率はアップします。
- ③ 贈与税：祖父母、両親からの子、孫への贈与は税率がちょっと下がります。
各種特例制度が拡充されつつあります。

→詳細は別紙を一緒に見てみましょう。（日税連発行、やさしい税金教室）

2. 贈与税とは

- ① 贈与税は相続税の補完税と言われます。
- ② 贈与税は財産をもらった人が申告納税する税金です。
- ③ 贈与は財産をあげる人、もらう人の両方が了承していないと成立しません。
→名義預金と認定されると、贈与していないことになります。結果、相続財産になってしまいます。（意思確認、銀行印、通帳の管理が重要）
- ④ 暦年課税制度とは **原則の取り扱い**
1年単位で贈与税を計算する制度。
110万円を差し引いて残りの金額に対して贈与税がかかります。複数の方から贈与を受けた場合にはその合計額に対して贈与税を計算します。
- ⑤ 相続時精算課税制度とは、**特例措置**
2500万円まで贈与税がかかりません。しかし、将来相続が発生したときに、その贈与した財産を相続財産に戻す必要があります。

⑥ 具体的な計算をしてみましょう。

Aさんはお子さんであるBさんに現金を400万円贈与しました。
贈与税はいくらになるでしょう？（暦年課税の場合）

3. 相続税とは

① 死亡した人の財産を一定額以上、相続したときや遺言により財産を取得したときにかかる税金です。

② 法定相続人とは、法律で定められた相続人です。必ずしもこの法定相続人が相続しなければならないという決まりはありません。配偶者がいれば常に法定相続人となります。その他の優先順位は子供→親→兄弟姉妹となります。

③ 法定相続分とは

第1順位 配偶者と子の場合 配偶者 1/2、子 1/2

第2順位 配偶者と親（直系尊属）の場合 配偶者 2/3、親 1/3

第3順位 配偶者と兄弟姉妹 配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4

④ 基礎控除とは

平成27年1月以降 基礎控除額がこれまでの制度の60%に縮減されます。

3000万円+600万円×法定相続人の数

正味の遺産額が基礎控除額以下であれば、相続税はかかりません。

⑤ 遺言書とは

- ・亡くなる前に遺族の方に財産の分割について記載するものです。
- ・遺言書がある場合には、遺留分を侵さない限り遺言どおりに分割されます。
- ・財産のことだけではなく、遺族に対する思いなども残しておいた方がいいです。

⑥ 遺産分割協議

- ・預金は凍結されますので、遺産分割協議書がないと引き出せなくなります。
- ・相続人全員で合意する必要があります。

4. まず、すべきことは何でしょう？

現状の把握が一番大事です。

その後、具体的にどうしたいか。

そうしたときに税金や相続人の皆さんはどうか を考えましょう。

- ① **財産と債務** →相続税の試算をしましょう。
- ② 法人出資者の場合には、**株価**と**出資者**の状況 →事業承継をどうするか。

5. 相続税対策にはこのようなものがあります。

- ① 生前贈与の活用
 - ・年間 110 万円までの非課税枠の有効活用
 - ・住宅取得資金の贈与（26 年は 500 万円か 1000 万円です）
 - ・教育資金の一括贈与（1500 万円まで）
 - 相続時精算課税制度と違い、相続発生時に相続財産に加算しなくてもOK！
 - ・配偶者控除（結婚 20 年以上、住宅または住宅取得資金）
 - ・相続時精算課税制度
 - 相続発生時に、相続税の課税財産に加える（贈与時点の価額）ことになるので注意が必要です。暦年課税に戻れないことも忘れずに！
- ② 生命保険の活用
 - ・非課税枠 500 万円×法定相続人の数の有効活用
 - ・納税資金の確保
- ③ 土地の有効活用
 - ・建て替え、リフォーム、賃貸物件取得など
- ④ 遺言書の作成
- ⑤ 専門家への相談
- ⑥ 特例措置が使えるかどうか、検討しましょう。
事業承継の際の相続税・贈与税の納税猶予制度

6. 事業承継について

- ① 後継者について
 - (ア) 次の社長を誰にするのかを決めていますか。
 - (イ) 本人も周りも納得していますか。

(ウ) 早すぎることはないと思います。後継者を決めて、育てることは社長の最も重要な役割です。

(エ) 後継者を決めることのメリットはたくさんあります。

- 社長自身のモチベーションが上がり、今すべきこと、将来の目標などがより明確になる。
- 後継者の意識が変わり、そのための準備を始めることができる。
- 社員にとっても、新体制への心構えができる。
- 後継者が素晴らしい人材であればお客様、取引先、金融機関にとっても安心であり、信頼関係が増す。
- 持続発展への道筋ができる。

② 親族経営、家族経営が見直されてきています。

- 小回りが利く。
- 融通が利く。
- 後継者が早い段階で決まりやすい。決めやすい
- 会社は大きくしていくことだけが目的ではない。いかに人を育てて高めていけるかが大事という考え方もあります。

③ 社員・組織について

将来の社員年齢・役職を一覧にまとめた表を作るのもお勧めです。

④ 経営理念について

社員の行動の指針、よりどころとなるのが「経営理念」です。これがあると、後継者、社員も動きやすいと思います。

⑤ 手続きについて

社長を含む取締役の変更は株主総会での承認により行います。

7. 個人事業主の場合

① 法人組織ではないので、出資がもともと存在しません。

② 個人事業主の場合、株価の評価ではなく、会社の財産・負債はそのままダイレクトに相続財産となります。

③ 経営面の考え方は法人と同じです。

④ 手続き上は個人事業の廃業・後継者の個人事業の開始となります。(税務署)

⑤ 生前に事業承継を行うと、資産の売買となり多額の消費税が発生する場合がありますので注意してください。(会社の固定資産や在庫が多い場合は注意)

相続税の計算を実際に行ってみましょう！

① 財産目録を作って、財産の評価をします。

- 土地に関しては評価額が下がる特例があります。
- 建物は固定資産税評価額となります。
- 貸していた土地、建物は評価額が下がります。
(借地権割合、借家権割合分を差し引きます)
- 生命保険 500万円×法定相続人の数まで非課税です。
- 死亡退職金 500万円×法定相続人の数まで非課税です。
- お墓、仏具、祭具なども非課税となります。
- 名義預金にご注意ください。
- 中小企業の株の評価は難しいので、ご相談下さい。

1億 7290万円

② 債務・葬式費用を集計します。

600万円

③ 正味の遺産額を算出します。

① 財産－②債務・葬式費用

1億 6690万円

④ 基礎控除額を計算します。

3000万円＋600万円×法定相続人の数（平成27年1月以降）

3000万円＋600万円×4人（妻＋子供3人）＝5400万円

⑤ 課税遺産総額を計算します。

3 － 4 です。 →マイナスになれば相続税はゼロになります。

1億 6690万円－5400万円＝1億 1290万円

⑥ 法定相続分で按分します。

法定相続分で⑤を按分します。

実際の相続分はここでは無視します。

妻	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/2 = 5645 \text{万円}$
子	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/6 = 1882 \text{万円}$
子	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/6 = 1882 \text{万円}$
子	$1 \text{億} 1290 \text{万円} \times 1/6 = 1882 \text{万円}$

⑦ 相続税の総額を計算します。

- ・ 早見表をもとにそれぞれの相続税を計算します。
- ・ 各人の合計額を計算します。

妻	$5645 \text{万円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 994 \text{万円}$
子	$1882 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 233 \text{万円}$
子	$1882 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 233 \text{万円}$
子	$1882 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 233 \text{万円}$
相続税の総額	1693 万円

⑧ 各人の相続税額の計算

実際の相続割合で⑧を按分しなおします。

相続税の総額	1693 万円
妻	35.11% $1693 \text{万円} \times 35.11\% = 594 \text{万円}$
子	32.95% $1693 \text{万円} \times 32.95\% = 558 \text{万円}$
子	14.98% $1693 \text{万円} \times 14.98\% = 254 \text{万円}$
子	16.96% $1693 \text{万円} \times 16.96\% = 287 \text{万円}$

⑨ 税額控除の計算

- ・ 配偶者の税額軽減 → 配偶者の相続税はゼロになることも多いです。
- ・ 相続時精算課税制度による贈与税の控除
- ・ 未成年者控除など

妻の配偶者控除	594 万円
---------	--------

⑩ 納める税金

妻	0 万円
子	558 万円
子	254 万円
子	287 万円
合計額	1099 万円

業績アップ事例研究

我々の会社、家庭、そして自分自身に置き換えて、一緒に考えてみましょう！
正解は一つではありませんので、自由な発想で楽しく柔らかくいきましょう！

1、 稲盛和夫さんのJAL再建秘話

- 仕事の結果(人生の結果)
= () × () × ()
-10~+10 +1~+10 +1~+10
- 上記の方程式の重要性を繰り返して説いたそうです。
- 結果、多くの方の予想に反してV字回復を成し遂げました。

仕事の結果(人生の結果)

= (考え方) × (熱意) × (能力)
-10~+10 +1~+10 +1~+10

善き考え方なしに会社の再建などあり得ない。

考え方が何よりも重要である。

善き精神を作ることの重要性を私たちに教えてくれている。

2、 キリンの会議

- 新商品の開発会議は3回に1回は()で行う。
- 生茶はここで生まれたそうです。
- 皆さんの会社の会議や打ち合わせはどんな雰囲気ですか？

閉鎖的な空間を飛び出して自由な発想を出すためには、環境も大事。
居酒屋さんにいる消費者の気持ちになることもいい発想を生むのかも
青空の下で生まれた考えと暗い部屋で生まれた考えは勢いが違う

3、 新社長が大事にした言葉

- 小林正観さんの本でご紹介されていた社長さんのお話し。
- 突然、社長が亡くなり経営のことも会社のことも何も知らない奥様

が社長になった。

- 業績は一時的に下がったものの、以前よりも向上したそうです。
- 奥様が大事にした言葉とは？口癖になった言葉とは？

ありがとうございます。会社のことはよくわからないので社員の方や取引先様にお任せして感謝し続けた。結果、いい方向にどんどん進んだそうです。言霊という言葉がある通り、言葉にはすごい力がある。

4、 てっぺん

- 業績を伸ばしている有名な居酒屋さんです。
- 社員やアルバイトが、元気である。やる気がある。独立開業などの夢がある。
- さて、毎日欠かさず行っていることとは一体何でしょうか？

ちょっと引くぐらいの勢いがあります！

夢を朝礼で発表して、共有し合う。

大嶋啓介社長は居酒屋甲子園をはじめた方です。

子供から尊敬される輝く大人になる。

日本一、夢を与えられる男になる！

5、 ある北海道の小さな本屋さんのお話し

- 本屋さんはアマゾンなどのインターネット書店や大型店の台頭によりここ 15 年間で 4 割弱が閉店しているそうです。
- 人口が少ない田舎の本屋さんならば売上の減少は当たり前の状態。
- さて、この本屋さんのあるサービスが人気となり、売上也大幅に伸びたそうです。
- 一体、どのようなサービスをはじめたのでしょうか？

1 万円選書という一万円分のおすすめ本をお送りするサービス。

お客様が好みそうな本または逆に幅を広げていただくために読んだことがなさそうな本を選んでお送りしている。

何が送られてくるか、楽しみ！店主の笑顔もすばらしい。この人のおすすめならばぜひ読んでみたい！